

(案)

平成 28 年 月 日

荷主各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善  
徳島県地方協議会

トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けた取組について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から厚生労働行政及び国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 4 月 3 日に「労働基準法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、現在、国会継続審議中ですが、月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、平成 31 年 4 月から中小企業への猶予措置を廃止されることが予定されております。

中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた取組が緊急課題となっております。

このうち、トラック運送業においては、総労働時間が長く、また、手待ち時間などが課題となっておりますが、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要があります。

このような状況のもと、中央では「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」が設置され全国的な議論が開始され、徳島県においても地方の情勢を踏まえた議論を展開するため、徳島労働局、四国運輸局徳島運輸支局、一般社団法人徳島県トラック協会が中心となって、平成 27 年度から、「トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ」に基づき、学識経験者、荷主企業、トラック運送事業者、行政機関等を構成メンバーとして「トラック輸送における取引環境・労働時間改善徳島県地方協議会」を設置し、関係者が一体となって、今後も長時間労働の抑制及び適正運賃の收受をはじめとする取引環境の改善を図っていくこととしております。

現在、トラック輸送の現場ではトラック運転者が募集しても集まらず、不足の状況が顕在化しております。その改善にはトラック運転者の労働時間の短縮をはじめとする労働条件の改善が必要となっております。

つきましては、標記協議会の趣旨をご理解いただき、トラック運送業の長時間労働の抑制に向けた環境整備に、ご協力・ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【徳島県地方協議会事務局】  
徳島労働局  
四国運輸局徳島運輸支局  
一般社団法人徳島県トラック協会